

平成26年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

平成26年6月4日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 人事の紹介
- 第 3 永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈
- 第 4 議長報告事項
- 第 5 会議録署名議員の指名
- 第 6 会期の決定
- 第 7 議案上程
- 第 8 提案理由の説明並びに政務報告
- 第 9 議案の補足説明及び報告の説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 人事の紹介
- 日程第 3 永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈
- 日程第 4 議長報告事項
- 日程第 5 会議録署名議員の指名
- 日程第 6 会期の決定
- 日程第 7 議案上程
- 日程第 8 提案理由の説明並びに政務報告
- 日程第 9 議案の補足説明及び報告の説明

出席議員（22名）

1 番 林 晴 道
3 番 米 本 弥一郎
5 番 宮 内 保

2 番 高 橋 秀 典
4 番 有 田 恵 子
6 番 磯 本 繁

7 番 飯 嶋 正 利
 9 番 太 田 將 範
 11 番 島 田 和 雄
 13 番 伊 藤 房 代
 15 番 向 後 悦 世
 17 番 滑 川 公 英
 19 番 佐久間 茂 樹
 21 番 高 橋 利 彦

8 番 宮 澤 芳 雄
 10 番 伊 藤 保
 12 番 平 野 忠 作
 14 番 林 七 巳
 16 番 景 山 岩三郎
 18 番 木 内 欽 市
 20 番 林 俊 介
 22 番 林 正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長 明 智 忠 直
 教 育 長 多 田 哲 雄
 秘書広報課長 飯 島 茂
 総 務 課 長 堀 江 通 洋
 財 政 課 長 林 清 明
 市民生活課長 伊 藤 正 男
 保険年金課長 渡 邊 満
 社会福祉課長 加 瀬 恭 史
 高 齢 者 石 毛 健 一
 福 祉 課 長
 農 水 産 課 長 高 木 寛 幸
 都市整備課長 林 利 夫
 会 計 管 理 者 赤 松 正
 水 道 課 長 鈴 木 邦 博
 病院経理課長 土 師 学
 学校教育課長 石 見 孝 男
 体育振興課長 石 嶋 幸 衛
 農 業 委 員 会 岩 井 正 和
 事 務 局 長

副 市 長 加 瀬 寿 一
 病 院 事 業 吉 田 象 二
 管 理 者
 行 政 改 革 加 瀬 正 彦
 推 進 課 長
 企画政策課長 伊 藤 浩
 税 務 課 長 佐 藤 一 則
 環 境 課 長 浪 川 昭
 健康管理課長 野 口 國 男
 子 育 て 山 口 訓 子
 支 援 課 長
 商工観光課長 堀 江 隆 夫
 建 設 課 長 大久保 孝 治
 下 水 道 課 長 石 毛 隆
 消 防 長 佐 藤 清 和
 病院事務部長 飯 塚 正 志
 庶 務 課 長 横 山 秀 喜
 生涯学習課長 佐久間 隆
 監 査 委 員 田 杭 平 三
 事 務 局 長

事務局職員出席者

事務局 長 伊 藤 恒 男

事務局 次 長 高 安 一 範

開会 午前 10時 0分

○議長（高橋利彦） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（高橋利彦） ただいまの出席議員は22名、議会は成立しました。

これより平成26年旭市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 人事の紹介

○議長（高橋利彦） 日程第2、人事の紹介。

4月1日付けの異動による人事の紹介をいたします。

堀江通洋総務課長。

林清明財政課長。

飯島茂秘書広報課長。

加瀬正彦行政改革推進課長。

渡邊満保険年金課長。

伊藤正男市民生活課長。

赤松正会計管理者。

飯塚正志病院事務部長。

大久保孝治建設課長。

浪川昭環境課長。

石見孝男学校教育課長。

高木寛幸農水産課長。

岩井正和農業委員会事務局長。

なお、その他の異動並びに昇格につきましては、過日お配りいたしました人事異動の文書によりご了解願います。

ここでしばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 3分

再開 午前10時 3分

○副議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

◎日程第3 永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈

○副議長（平野忠作） 日程第3、永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈。

これより永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈を行います。

過日開催されました全国市議会議長会の定期総会におきまして、市議会議員として15年以上在職し、市政の振興に努められた功績により、表彰の栄に浴されました高橋利彦議員、林俊介議員に表彰状の伝達と記念品の贈呈を行います。

高橋利彦議員、林俊介議員、前のほうにお進み願います。

（副議長より表彰状伝達並びに記念品贈呈、拍手）

○副議長（平野忠作） ここでしばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 7分

再開 午前10時 7分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈を行います。

過日開催されました全国市議会議長会の定期総会におきまして、市議会議員として10年以上在職し、市政の振興に努められた功績により、表彰の栄に浴されました佐久間茂樹議員、木内欽市議員、滑川公英議員、景山岩三郎議員、向後悦世議員に表彰状の伝達と記念品の贈呈を行います。

（議長より表彰状伝達並びに記念品贈呈、拍手）

◎日程第4 議長報告事項

○議長（高橋利彦） 日程第4、議長報告事項。

議長報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第5 会議録署名議員の指名

○議長（高橋利彦） 日程第5、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

5番、宮内保議員、6番、磯本繁議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第6 会期の決定

○議長（高橋利彦） 日程第6、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの16日間といたしたいと
思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋利彦) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月19日までの16日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長(高橋利彦) 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第10号までの10議案と、報告第1号から報告第7号までの報告7件であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋利彦) 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第7 議案上程

○議長(高橋利彦) 日程第7、議案上程。

議案第1号から議案第10号までの10議案と報告第1号から報告第7号までの報告7件を一括上程いたします。

議案第1号 平成26年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第2号 旭市営海浜プールの設置及び管理に関する条例の制定について

議案第3号 旭市防災資料館の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第4号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第5号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第6号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第7号 旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第8号 専決処分の承認について(旭市税条例等の一部を改正する条例)

議案第9号 専決処分の承認について(旭市都市計画税条例の一部を改正する条例)

議案第10号 専決処分の承認について（旭市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）

報告第1号 平成25年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第2号 平成25年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について

報告第3号 平成25年度旭市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

報告第4号 平成25年度旭市病院事業会計継続費繰越計算書について

報告第5号 旭市土地開発公社の事業経営状況について

報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

報告第7号 専決処分の報告について（訴えの提起及び和解）

◎日程第8 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（高橋利彦） 日程第8、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

本日、ここに平成26年旭市議会第2回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

初めに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号は、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,560万円を追加し、予算の総額を290億1,560万円とするものであります。

議案第2号は、旭市営海浜プールの設置及び管理に関する条例の制定についてでありまして、観光の振興及び余暇活動の増進に資するためのプールを設置するに当たり、条例を制定するものであります。

議案第3号は、旭市防災資料館の設置及び管理に関する条例の制定についてでありまして、震災を後世に伝えるとともに防災に関する知識の普及向上を図るための施設を設置するに当たり、条例を制定するものであります。

議案第4号から議案第6号までは、いずれも旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につ

き同意を求めることについてでありまして、現委員の任期が8月18日をもって満了となるため、後任の委員を選任するに当たり、あらかじめ議会の同意を求めるものであります。私は、高根雅人氏、嶋田一豊氏、高山和視氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第7号は、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでありまして、現委員のうち1名の任期が8月18日をもって満了となるため、後任の委員を任命するに当たり、あらかじめ議会の同意を求めるものであります。私は、小林君江氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第8号から議案第10号までは、専決処分の承認についてでありまして、議案第8号は、旭市税条例等の一部を改正する条例の制定、議案第9号は、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定、議案第10号は、旭市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い専決処分したため、承認を求めるものであります。

報告第1号は、平成25年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第2号は、平成25年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について、報告第3号は、平成25年度旭市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第4号は、平成25年度旭市病院事業会計継続費繰越計算書について、報告第5号は、旭市土地開発公社の事業経営状況について、報告第6号及び報告第7号は、議会からの委任による専決処分についてでありまして、それぞれ報告するものであります。

次に、平成25年度の一般会計並びに各特別会計の執行結果について概要を申し上げます。

平成25年度の一般会計並びに各特別会計は、現在、事務当局において決算作業を進めているところであります。

財政運営に当たっては、税収等の一般財源の確保、交付金や起債等の活用を図るとともに、経費の節減合理化に努めてまいりました。

その結果、平成25年度の一般会計は、概算で歳入総額320億5,600万円、歳出総額289億5,500万円となり、翌年度に繰り越しとなる財源を差し引いた実質収支額は20億1,200万円の黒字と見込まれるものであります。

また、その他の特別会計についても、おおむね順調な決算となる見込みであります。

次に、被災者の生活再建に向けた取り組みについて申し上げます。

初めに、国及び県の支援金の支給状況について申し上げます。

国の被災者生活再建支援金については、基礎支援金が対象世帯の約99%に当たる807世帯

に、加算支援金が約81%に当たる653世帯に、合わせて13億7,887万5,000円が支給されています。また、県の液状化等被害住宅再建支援金については、322世帯に1億5,980万2,000円を支給したところであります。

さらに、津波被災住宅再建支援金については、256世帯に2億6,475万5,000円を支給しております。

次に、災害公営住宅について申し上げます。

災害公営住宅については、4月2日に入居者への鍵の引き渡しを行い、その後ボランティア等のご協力をいただいて、4月中に引っ越しを完了いたしました。

次に、応急仮設住宅について申し上げます。

応急仮設住宅については、入居開始から3年の貸与期限を迎えた本年5月までに、旭地域50戸、飯岡地域150戸の全ての方が、自宅の再建や災害公営住宅などへの転居が可能となったため退去いたしました。仮設住宅に入居していた全ての方が、新しい環境で再スタートされることを大変うれしく思っております。

なお、今後は仮設住宅を撤去し、現地を以前の状態に戻すための工事を行ってまいります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

初めに、市道の整備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道整備事業については、国道126号から東総広域農道までの区間の道路用地を取得するため、地権者の皆様にご協力をお願いしているところであります。

また、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業及び南堀之内バイパス整備事業についても、引き続き関係地権者のご理解とご協力をお願いして早期完成に努めてまいります。

津波避難道路については、復興交付金事業で飯岡地区の（仮称）横根三川線の測量設計業務を実施しているところであります。

また、旭地区の椎名内西足洗線については、社会資本整備総合交付金の申請を行いましたので、決定があり次第、調査・測量設計業務に着手するとともに、地元の皆様への説明会の開催に向けて準備を進めてまいります。

次に、防犯について申し上げます。

防犯灯のLED化については、市内に設置している約5,000灯について、設置場所の確認作業等を進めているところであります。

今後、各区からの新規要望も考慮し、年度末の完了に向けて整備を進めてまいります。

次に、防災について申し上げます。

災害時において、市民へ飲料水を供給する体制を強化するため、4月11日に株式会社伊藤園と「災害時における飲料水の供給協力に関する協定」を締結いたしました。伊藤園は市内に営業拠点があることから、保有している飲料水を速やかに提供してもらうことが可能となります。

本年3月に作成した旭市防災マップについては、市内の公共施設へ備え付けるとともに、4月には各区長を通じて全ての世帯へ配布いたしました。この防災マップには、避難場所の位置や、災害への備えなどの情報を掲載しており、自宅から避難場所までの経路の確認など、日ごろからの備えに役立てていただきたいと考えております。

次に、国土強靱化について申し上げます。

4月に内閣官房から「国土強靱化地域計画策定モデル調査」の実施団体の募集があり、本市において応募したところ、6月3日に採択の通知がありました。

今後は、国との連携を密にしながら協議会を設置するとともに、専門家の活用等を通じて国土強靱化地域計画の年度内の策定を目指してまいります。

次に、海岸基盤整備工事について申し上げます。

千葉県海匠土木事務所により、下永井から平松までの海岸で海岸基盤整備工事を実施しておりますが、残る区間についても早期に着手、完成していただけるよう引き続き要望してまいります。

なお、河川の海への開口部の対策については、千葉県において取り組んでもらえる方向で最終的な調整を行っております。

次に、海岸保安林について申し上げます。

三川浜地先の減災盛土については、昨年度業務委託した測量及び設計が完了し、現在、盛土用の土の確保と工事実施に向けた地元との調整を行っておりますので、整い次第早期に発注してまいります。

次に、生活環境について申し上げます。

環境保全と地域の環境美化については、「きれいな旭をつくる会」を中心に市民の皆様のご協力をいただきながら、各種事業を実施しているところであります。

5月25日に行いました春のゴミゼロ運動では、約1万人の市民のご協力をいただき、14トンの空き缶、空き瓶、ペットボトル、散乱ごみなどを回収することができました。

きれいな旭をつくるため、今後もこの運動を継続し、ごみの発生抑制、再使用、再生利用等を進めてまいります。

次に、ごみ処理広域化推進事業について申し上げます。

広域ごみ焼却施設及び広域最終処分場の整備については、4月30日に開催された、東総地区広域市町村圏事務組合議会の臨時会において、ごみ焼却施設の処理方式についてはシャフト式とし、最終処分場建設候補地については銚子市森戸町地区を選定したことが報告され、理解をいただきました。

組合では、5月から最終処分場建設候補地の銚子市森戸町地区住民に対する説明会を開催し、建設に対する合意形成を進めているところであります。また、平成33年度の施設稼働に向けて、基本計画や環境影響評価地質調査業務などの各種委託業務を進める予定であります。

今後も、広域ごみ焼却施設及び広域最終処分場の早期完成を目指し、構成市及び組合と連携を図ってまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

下水道の供用区域については、認可区域の約95%に当たる191.8ヘクタールの区域で利用が可能となりました。

現在、対象世帯2,799世帯のうち1,523世帯が使用されておりますが、今後も水洗化率の向上に向けて、引き続き普及促進を図ってまいります。

また、本年度は、ニの袋地先、太田神社周辺の6.4ヘクタールの面整備工事を予定しており、一部の工事を発注したところであります。

次に、あさひ健康応援ポイントについて申し上げます。

現在、生活習慣病予防など、市民の健康づくりへの積極的な参加を促すため、あさひ健康応援ポイント事業の開始に向けて準備を進めているところであります。

6月22日には、健康づくり推進協議会構成団体の参加のもと、事業紹介と旭市医師会による記念講演を含むオープニング式典を予定しており、7月1日からの事業開始を目指しております。

ポイント獲得のための主な活動内容としては、簡単な運動や禁煙等の目標を設定して3か月間継続して取り組むこと、市や職場の健康診断を受診することなどであります。この事業に多くの市民が参加してもらえるよう、広報あさひや市のホームページ等を通じて周知してまいります。

次に、子育て支援について申し上げます。

本年度から実施している第3子以降の保育料の無料化については、4月1日現在の入所児童総数1,715人に対して、対象児童数は308人となっており、保護者の負担軽減額は、年間で

6,142万8,000円となっております。

なお、幼稚園については、就園奨励費補助金に合わせて、7月に保護者へ申請の案内を行う予定であります。

また、子育て世帯臨時特例給付金については、対象者を把握するため、4月下旬から全世帯に対して、臨時福祉給付金と併せて事前確認手続きの案内を行いました。

今後は、6月に確定する税情報を基に、7月上旬以降に対象者へ申請書を発送し、給付に向けた準備を進めてまいります。

次に、社会福祉について申し上げます。

政府の消費税アップに対する緩和措置の一環でもあります臨時福祉給付金について、4月下旬から全世帯へ事前確認手続きの案内を行いました。

子育て世帯特例給付金と同様、税情報を基に、7月上旬以降に対象者へ申請書を発送し、支給に向けた準備を進めてまいります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

飯岡中学校改築工事については、農地転用及び開発許可手続きが終了し、5月29日に一般競争入札を行いました。この結果、4件のうち機械設備工事と外構工事について契約の相手方が決定したことから、仮契約を締結したところであります。この契約案件を本定例会に追加提案させていただきますので、ご審議をお願いいたします。なお、入札参加者が無かった電気設備工事と落札者が無かった建築工事については、それぞれ再度入札の準備を進めているところであります。

嚶鳴小学校大規模改造工事については、老朽化した校舎の全面改修を3月から実施しており、年度内完成に向けて順調に進捗しているところであります。

次に、学校教育について申し上げます。

旭市における本年度の学校教育指導の指針については、「人と地域が輝く教育を目指す」～児童生徒一人一人に「生きる力を」～としました。

この実現に向けて、特別に支援を要する児童生徒のための支援員や個に応じたきめ細かな指導を行うための補助員を全20校に配置するとともに、英語の教諭補助員を3名、合わせて23名を市の単独事業として配置しております。

また、ALTについては、本年度から1名増員し、第二中学校を2名体制とし、英語教育の充実及び国際交流の取り組みを進めてまいります。

次に、沖縄交流事業について申し上げます。

合併後9回目を迎える中、本年度は、7月23日から25日までの3日間、市内3小学校から20名が沖縄県中城村を訪問する予定であります。中城村からは、11月20日から3日間、18名の児童が旭市を訪れる予定となっており、この事業を通じて、姉妹都市として児童相互の友好関係を深めるとともに、児童がより広い視野を持てることを期待しております。

次に、文化振興について申し上げます。

6月26日、東総文化会館で開催する「あさひロシア交流コンサート」は、シベリアの大自然から誕生した民族舞踊「シベリアのモザイク」を迎え、地元の「あさひ少年少女合唱団」とともに歌と踊りで楽しく共演していただくことになっております。ロシア文化に接する良い機会でありますので、多くの市民の皆様のご来場をお待ちしております。

また、市民参加型事業として8月3日に開催予定の「旭市民音楽祭」には、19団体194名の参加申込みがあり、9月28日には「あさひのまつり」の開催を予定し、4月の広報紙等で募集を行ったところであります。

今後も市民の文化意識の高揚が図れるよう、幅広い文化事業を展開してまいります。

次に、農業について申し上げます。

国が進めているTPP交渉については、本市の農業の振興を図る上で、重要5品目の関税維持を含めた交渉の成り行きを引き続き注視してまいります。

水田農業については、米政策の見直しにより、需給調整としての飼料用米の取り組みが180ヘクタールを超える見込みとなっております。特に飼料用米専用品種の作付けは約40ヘクタールと、前年の11ヘクタールから大きく増えていますので、今後はさらに増えることを期待するところであります。

園芸については、県の補助事業、「新輝け！ちばの園芸」を活用した低コスト耐候性ハウスの整備事業などについて、農業者とともに事務を進めております。また、県では園芸用燃油が高止まりしていることから、新規事業として園芸施設省エネルギー化推進事業を実施しており、今回、農業者からの要望に基づき、本定例会に補正予算を計上したところであります。

次に、畜産について申し上げます。

豚流行性下痢（PED）が4月10日に本市においても確認される事態となり、県と連携して4月11日から畜産関係車両の消毒を実施しました。しかし、その後も発生が続いているため、消毒ポイントをより効果的な箇所へ移動して消毒作業を継続するとともに、各農場へは衛生管理の徹底を周知し、少しでも早く収束するよう努めているところであります。また、

消毒などの防疫作業経費については、本定例会に補正予算を計上したところであります。なお、養豚農家の経営安定については、制度資金の活用を案内しているところでありますが、今後は、疾病原因の農場への持ち込みを未然に防ぐため、家畜保健衛生所の指導をいただき、各畜産農家に飼養衛生管理の徹底を働きかけるとともに、県と連絡を密にして早期の疾病情報の提供に努めてまいります。

次に、圃場整備事業について申し上げます。

飯岡西部地区の基盤整備事業については、換地原案ができましたので、本年から面工事に着手いたします。今後も、県や地元農業者と連絡調整を密に図り、早期完成に向けた支援を行ってまいります。

次に、商業の振興について申し上げます。

商業を取り巻く環境は、消費税率の引き上げに伴う買い控えもあり、厳しい状況が続くものと考えております。

こうした中、旭市商業振興連合会では、商店会等の振興策として昨年に続きプレミアム付き共通商品券の発行事業に取り組んでおります。本年度の発行は、昨年度と同様に7月と12月の2回を予定し、1回目は7,000セットを7月6日、7日に販売します。なお、使用期間は、短期間での消費刺激と12月に2回目を発行することから、半年間と設定されております。

市としても、これらの施策に対して商店街等の活性化が図られるよう引き続き支援してまいります。

次に、工業振興について申し上げます。

あさひ新産業パークへの企業誘致については、本年4月に1社の新規進出が決定し、本年度に工事の着工が予定されております。

今後も地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、千葉県土地開発公社と連携を図り、優良企業の誘致に向けて努力してまいります。

また、旭市土地開発公社については、3月31日付けで千葉県から解散の認可があり、現在解散に伴う債権申し出の公告を行っております。

今後、解散に伴う清算事務を進めて清算終了登記を行い、土地開発公社としての活動を終える予定です。

次に、観光について申し上げます。

旭市の三大まつりと位置づけております「袋公園桜まつり」が、4月1日から15日まで開催されました。4月5日には「袋公園桜まつり実行委員会」主催による演芸大会やわくわく

市場などに、親子連れをはじめ1万5,000人余りが来場し、にぎわいを見せたところであります。

これからいよいよ夏季観光のシーズンに入ります。今後のイベントとしては、「旭市いいおかYOU・遊フェスティバル」が7月26日、27日に、また、60回を迎える「旭市七夕市民まつり」は8月6日、7日に開催が予定されております。

合併から10年目に入らる中で、各地域からも多くの団体に参加をいただき、盛り上がりのある七夕市民まつりにしたいと考えているところであります。

海水浴場については、7月12日から8月24日までの44日間、飯岡海水浴場と矢指ヶ浦海水浴場を開設する予定であり、観光協会をはじめ関係機関のご協力をいただきながら、来遊者が安全で楽しく過ごしていただけるよう準備を進めているところであります。

なお、7月12日の「サマーフェスティン矢指ヶ浦」においては、宝探し等が予定されており、7月14日から31日までは「あさひ砂の彫刻美術展」が矢指ヶ浦海水浴場西側を会場として開催され、19日は花火大会などのイベントも行われる予定であります。

それぞれのイベントには、より多くの市民の皆様に参加をしていただき、大勢の観光客を迎えられるよう各実行委員会を中心に検討が重ねられているところであります。

次に、旧「食彩の宿いいおか荘」について申し上げます。

近隣住民や海水浴客等の緊急避難場所として整備を進めてまいりました屋上が使用可能となったほか、1階部分の防災資料館についても、早期完成に向け改修工事を進めており、関連する議案を本定例会に提案するものであります。

また、隣接する市営プールについては、今年の夏の再開に向け現在改修工事を行っており、関連する議案を本定例会に提案するものであります。

なお、民間へ貸し付けました宿泊施設については、7月に玄関及び1階フロント前の修繕が予定されており、プールの再開時期に合わせて一部施設の利用が見込まれるほか、宿泊部分についても1日も早い再開に向け準備を進めております。

次に、道の駅施設整備事業について申し上げます。

本年3月に、旭市道の駅建設準備委員会において「旭市道の駅第3セクター設立計画」を策定し、現在、第3セクターの資本金出資構成等の調整や会社設立に向けた発起人会の準備に着手しているところであります。

また、4月18日には駅長候補の選定委員会を開催し、候補者6名の中から駅長予定者を選考いたしました。

その後、5月19日から23日まで市内5か所で、直売出荷希望者説明会を開催いたしました。この説明会には148名の参加があり、道の駅整備事業の概要や出荷に関する規定等の説明を行い、出荷希望者の受け付けを開始したところであります。

また、物品や加工品の説明会は、7月16日と17日に行う予定であります。

今後、生産者団体にも働きかけを行うことで、より多くの参加者を募集できるよう準備をしているところであります。

最後に、行政改革への取り組みについて申し上げます。

公共施設の見直しについては、いわゆるハコモノと言われる施設の半数近くが建築から30年以上を経過しており、近い将来にはこれら老朽化した施設の大規模な修繕や更新に多額の費用が必要となるため、公共施設のあり方や効果的な活用方法を早急に検討する必要があると考えております。

このような状況を踏まえ、現在、旭市のハコモノ公共施設の現状と課題を分析した「公共施設白書」の作成を進めておりますが、まもなく議会にお示しし、ホームページ等でも公表いたしますので、ぜひ多くの方々にご覧いただきたいと思います。

なお、公表する白書は、内容の周知に努めるとともに、これからの公共施設のあるべき姿について充分議論を進めていきたいと考えております。

以上、このたび提案しました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利彦） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第9 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（高橋利彦） 日程第9、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、議案の補足説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 林 清明 登壇）

○財政課長（林 清明） それでは、議案第1号、平成26年度旭市一般会計補正予算（第1

号)について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,560万円を追加し、予算の総額を290億1,560万円とするものです。

第2条、債務負担行為の補正については、後ほどご説明いたします。

2ページから3ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので説明を省略し、内容は事項別明細書で説明いたします。

4ページをお願いいたします。4ページは債務負担行為の補正です。

第2表の債務負担行為補正は、平成26年2月の大雪等による被害農業者に対する低利融資、千葉県農業災害対策資金のための利子補給を実施するに当たり、表に記載のとおり追加するものです。

次に、歳入について、順を追ってご説明いたしますが、事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、7ページをお願いいたします。

13款2項2目民生費国庫補助金2,249万4,000円の追加は、説明欄1、保育緊急確保事業費補助金を新規に計上するものです。

4目土木費国庫補助金1,925万円の追加は、説明欄の1、社会資本整備総合交付金を計上するものです。

3項3目教育費委託金326万円の追加は、説明欄1、緊急スクールカウンセラー等派遣事業委託金を新規に計上するものであります。

14款2項1目民生費県補助金403万3,000円の減は、説明欄1、子育て安心応援事業費補助金を、説明欄2、保育緊急確保事業費補助金及び先ほどご説明いたしました民生費国庫補助金に財源振替えをするものであります。

3目農林水産業費県補助金652万円の追加は、説明欄1、県単災害融資資金利子補給事業費補助金及び説明欄2、園芸施設省エネルギー化推進事業費補助金を計上するものであります。

次に、8ページをお願いいたします。

4目商工費県補助金100万8,000円の追加は、説明欄1、有料道路利用観光振興事業費補助金を計上するものです。

18款1項1目繰越金3,710万1,000円は、今回の補正財源として追加するものであります。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

9ページをお願いいたします。

3款3項1目児童福祉総務費の説明欄1、地域子育て支援センター運営事業9万9,000円の追加及び下段の4目保育所費の説明欄1、一時預かり事業94万3,000円の追加については、子ども・子育て支援の新制度に関連する国、県補助金の財源振替え及び補助単価等の変更によるものであります。

同じく4目、説明欄2、私立保育所すこやか保育支援事業1,145万2,000円の追加については、民間保育所に対し、保育士等の処遇改善を図るために要する経費について補助するものであります。

6款1項3目農業振興費の説明欄1、農水産業災害復旧資金利子補給事業3万円の追加は、平成26年2月の大雪等により被害を受けた農業者が千葉県農業災害対策資金の融資を活用した場合に対して、利子の一部を補助するものです。

同じく3目、説明欄2、園芸生産強化支援事業650万円の追加は、施設園芸の安定的・継続的な経営に資するための、省エネルギー設備の導入に対して助成するもので、財源は全額県費で行うものです。

次に、10ページをお願いいたします。

4目畜産振興費の説明欄1、家畜防疫対策事業564万円の追加は、県北東部の養豚場で相次いで発生している豚流行性下痢（PED）の感染拡大の防止対策費用に関するものです。

7款1項3目観光費の説明欄1、観光資源創出プロモーション事業111万5,000円の追加は、観光客等の誘致促進を図り、地域経済の活性化に寄与するため、市を訪れる観光客や市の観光PR活動に合わせて、東総有料道路の無料往復通行券を配布するものであります。

次に、11ページをお願いいたします。

8款2項3目道路新設改良費の説明欄1、冠水対策排水整備事業5,130万円の追加は、旭地域東町地区、JR線路南側地域の大雨時に発生する冠水を解消するため、排水施設を整備するもので、今回、国庫補助金の目途がついたため計上するものであります。

9款1項1日常備消防費、説明欄1、消防施設整備事業237万6,000円の追加は、旭地域野中地区及びニ地区にある防火水槽2基について、地権者の要請により撤去するものです。

3目災害対策費の説明欄1番、防災行政無線等維持管理費284万1,000円の追加は、飯岡岡地区の防災行政無線屋外子局1基について、地権者の要請により移設するものです。

次、12ページをお願いいたします。

10款2項2目教育振興費の説明欄1、小学校スクールカウンセラー配置事業249万9,000円の追加及び3項中学校費の説明欄1、中学校スクールカウンセラー配置事業80万5,000円の追加は、被災した児童・生徒の心のケア等のため、国の委託費により小・中学校へ新たに5名を追加し、合わせて6名のカウンセラーを配置するものです。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号、議案第3号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長 堀江隆夫 登壇）

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議案第2号、旭市営海浜プールの設置及び管理に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、東日本大震災により破損し、以後、休業しておりました海浜プールを再開するに当たり、必要な事項を定めるものであります。

条文になります。

第1条は設置の趣旨、第2条は名称及び位置、第3条は使用料に関する規定、第4条は使用料の減免に関する規定、第5条は使用料の制限に関する規定、第6条は損害賠償に関する規定、第7条は指定管理者に関する規定、第8条は指定管理者が行う業務の範囲に関する規定、さらに第9条は指定管理者が行う管理の基準に関する規定、第10条は指定管理者の使用料の収受に関する規定、第11条は委任規定になります。

附則といたしまして、1項として、本条例の施行期日を本年7月1日とすること。2項として、旭市使用料及び手数料条例のうち、別表第1その1の中、旭市長熊釣堀センターの項の次に、旭市営海浜プールを加えること。3項としまして、旭市使用料及び手数料の条例の一部を改正する条例が平成26年10月1日に施行され、別表第1が全部改正となることから、別表第1その1の改正規定中、旭市長熊釣堀センターの項の次に旭市営海浜プールを加えるものであります。

なお、今年度の施設の開設につきましては、市の直営を予定しております。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第3号、旭市防災資料館の設置及び管理に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、震災を後世に伝えるため、また防災に関する知識の普及向上を図るため、いい

おか荘内1階に旭市防災資料館を設置するに当たりまして、必要な事項を定めるものであります。

条文になります。

第1条につきましては、設置の趣旨、第2条につきましては、名称及び位置、第3条は、入館料に関する規定、第4条につきましては、入館の制限に関する規定、第5条につきましては、損害賠償に関する規定、第6条につきましては、指定管理者に関する規定、さらに第7条は、指定管理者が行う業務の範囲に関する規定、第8条、これは指定管理者が行う管理の基準に関する規定、第9条につきましては、委任規定になります。

附則といたしまして、本条例の施行期日を本年7月1日とするものであります。

なお、今年度の施設の開設につきましては、市の直営を予定しております。

以上で、議案第2号、議案第3号の補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 商工観光課長の補足説明は終わりました。

議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 堀江通洋 登壇）

○総務課長（堀江通洋） 議案第4号から議案第7号までの4議案について、補足説明を申し上げます。

議案第4号から議案第6号までは、いずれも旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。

現委員の任期が本年8月18日に満了となるため、後任を選任するに当たり、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

議案第4号により選任したい方は、旭市口の1240番地にお住まいの高根雅人氏、昭和40年10月17日生まれの方です。

なお、高根氏は4期目の選任となります。

議案第5号により選任したい方は、旭市三川3461番地にお住まいの嶋田一豊氏、昭和28年9月6日生まれの方です。

なお、嶋田氏は2期目の選任となります。

議案第6号により選任したい方は、旭市入野番外1番地にお住まいの高山和視氏、昭和33年8月10日生まれの方です。

なお、3氏とも、地方税法に規定する兼業の禁止及び欠格事項並びに地方自治法に規定す

る兼業の禁止のいずれにも該当しないことを申し添えます。

続きまして、議案第7号は、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。

現委員1名の任期が本年8月18日に満了となるため、後任を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

今回任命したい方は、旭市井戸野1472番地にお住まいの小林君江氏、昭和34年10月5日生まれの方です。同法に規定する保護者からの任命となります。

なお、小林氏は、同法に規定する欠格事項及び兼職の禁止並びに地方自治法に規定する兼業の禁止のいずれにも該当しないことを申し添えます。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 3分

再開 午前11時20分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第8号、議案第9号、議案第10号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 佐藤一則 登壇）

○税務課長（佐藤一則） 議案第8号、旭市税条例等の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、同年4月1日より施行されることに伴い、緊急に旭市税条例を改正する必要が生じたので、同年3月31日に旭市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

それでは、お配りしてあります新旧対照表をお願いいたします。

3ページをお開きいただきたいと思います。

第23条第2項、市民税の納税義務者等については、外国人法人を明文化し恒久的施設を追

加したもので、平成26年4月1日が施行日となっております。

次に、下のほうの第34条の4、法人税割の税率については、現行の制限税率100分の14.7を100分の12.1に改正したものであります。

3ページから4ページにかけて、第34条の4の2、法人等の市民税の課税の特例については、資本金もしくは出資金額が1億円未満である法人等の法人税割の税率を14.7分の2.4から12.1分の2.4に、資本金もしくは出資金額が1億円以上5億円未満である法人等の法人税割の税率を14.7分の1.2から12.1分の1.2に改正したもので、平成26年10月1日が施行日となっております。

次に、第48条から6ページの第59条までは、地方税法改正に伴う引用文の改正と条項の改正でございますので、省略させていただきます。

第82条、軽自動車税の税率についての改正でございます。

(1)の原動機付自転車ですが、アの排気量が50cc以下のものが年額1,000円から2,000円に、イの90cc以下のものが年額1,200円から2,000円に、ウの90ccを超えるものが年額1,600円から2,400円になります。

7ページをお願いいたします。

エの3輪以上のもので20ccを超えるものが、年額2,500円から3,700円に改正したものであります。

次に、(2)の軽自動車及び小型特殊自動車ですが、アの軽自動車で2輪のものが年額2,400円から3,600円に、3輪のものが年額3,100円から3,900円に、4輪以上のもので乗用のものが、営業用で年額5,500円から6,900円に、自家用のものが年額7,200円から10,800円に、貨物用のもので営業用が年額3,000円から3,800円に、自家用が年額4,000円から5,000円に、イの小型特殊自動車の農耕作業用のものが年額1,600円から2,400円に、その他のものが年額4,700円から5,900円に、(3)の2輪の小型自動車については、年額4,000円から6,000円に改正したものであります。

なお、この改正については平成27年度分から適用となります。ただし、3輪以上の軽自動車については、平成27年4月1日以後に、最初の新規検査を受けるものから改正税率を適用するものであります。

8ページをお願いいたします。

第6条、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除から、15ページの第6条の3、阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例までは、地方税法改正に伴いま

す削除でございます。

第7条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例につきましては、地方税法改正に伴う引用条項の整理でございます。

第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例については、特例期間を平成27年度から平成30年度まで延長したものでございます。

16ページをお願いいたします。

第10条の2、公害防止用の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の追加でございます。

17ページをお願いいたします。

第10条の3は、耐震改修を行った既存家屋に係る固定資産税の減額措置に係る申告手続きを定めたものであります。

18ページをお願いいたします。

新条例附則第16条、軽自動車税の税率の特例の規定は、平成28年度以後の軽自動車税に適用するもので、車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車に適用するもので、軽自動車の3輪のものが年額3,900円を4,600円に、4輪以上のものの、乗用のもので営業用のものが年額6,900円を8,200円に、自家用のものが年額10,800円を12,900円に、貨物用のもので営業用のものが年額3,800円を4,500円に、自家用のものが年額5,000円を6,000円にするものであります。

第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例については、特例期間を平成26年度から平成29年度まで延長したものであります。

次に、19ページをお願いいたします。

第19条、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例から26ページまでは、地方税法改正に伴う引用文の整理等でございます。

続きまして、27ページから30ページまでにつきましては第2条、第3条関係で、こちらも地方税法等の改正に伴う引用条項の改正等を行ったものでございます。

続きまして、議案第9号、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

新旧対照表の31ページをご覧ください。

今回の改正は、議案第8号と同様に、地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日

に公布され、同年４月１日より施行されたことに伴い、専決処分したものでございます。

改正内容につきましては、地方税法の一部改正に伴い引用条項の改正を行ったものでございます。

続きまして、議案第10号、旭市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

議案第８号、議案第９号と同様に、地方税法の一部を改正する法律が平成26年３月31日に公布され、同年４月１日より施行されることに伴い、専決処分したものです。

今回の改正は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象世帯を拡大するものがあります。

新旧対照表の32ページをお願いいたします。

第１条関係は、５割軽減の拡大で、現在、２人以上の世帯が対象となっていますが、単身世帯についても対象とするとともに所得基準額を引き上げるものであります。

次に、33ページをお願いいたします。

第２条関係は、２割軽減の拡大で、軽減対象となる所得基準額を、第23条で35万円から45万円に引き上げるものでございます。

以上で、議案第８号、議案第９号、議案第10号の補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 税務課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第１号、報告第２号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 林 清明 登壇）

○財政課長（林 清明） 報告第１号及び報告第２号について、ご説明申し上げます。

報告第１号は、平成25年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

報告第１号の計算書をご覧ください。

本計算書は、平成25年度一般会計補正予算第２号、第４号及び第５号において、繰越明許費として設定した事業について翌年度へ繰り越したので、地方自治法施行令第146条第２項の規定により、報告するものであります。

繰り越した事業は、全部で14事業であります。

まず、２款１項総務管理費の電算システム運用事業は、新たに導入する子ども・子育て支援新制度において利用する電算システム委託料で、国の制度設計の作成に期間を要したため、委託料913万5,000円を繰り越したもので、事業の完了は平成27年３月を予定しております。

次の旭駅バリアフリー施設整備事業は、ＪＲ旭駅へのエレベーター設置工事に関する補助金で、ＪＲにおいて工事に伴い発生する振動、騒音等対策について不測の日数を要し、工事スケジュールに遅れが生じたため、補助金5,300万円を繰り越したもので、事業の完了は平成27年３月を予定しております。

６款２項林業費の減災林整備事業は、被災した三川浜地区の津波被害の軽減を図るための保安林減災盛土工事で、適正な工期が確保できないため、工事費9,860万円を繰り越したもので、事業の完了は平成27年３月を予定しております。

７款１項商工費観光施設整備事業は、旧食彩の宿いいおか荘の防災教育施設改修工事が２回にわたる入札不調により、工事着手に遅れが生じたため、工事費2,081万4,000円を繰り越したもので、事業の完了は平成26年７月を予定しております。

８款２項道路橋梁費の一番上、道路新設改良事業は、市内５路線の調査・測量委託料、14路線の道路改良工事及び道路排水整備工事に係る事業費で、用地交渉や境界査定及び関係機関との協議に不測の日数を要したため１億3,243万2,000円を繰り越したもので、事業の完了は平成27年３月を予定しております。

次の蛇園南地区流末排水整備事業は、家屋影響調査の結果、隣接する家屋等において地盤の変動による影響等が見られたことから、工事手法を再検討する必要が生じたため４億8,224万円を繰り越したもので、事業の完了は平成27年３月を予定しております。

次の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、用地交渉と関係機関との協議に不測の日数を要したため１億6,722万円を繰り越したもので、事業の完了は平成27年３月を予定しております。

次の津波避難道路整備事業は、（仮称）横根三川線の測量調査及び道路詳細設計委託料で、国の復興交付金事業の交付決定が平成26年１月であり、業務完了に必要な期間の確保ができなかったため974万400円を繰り越したもので、事業の完了は平成26年10月を予定しております。

次の橋梁維持補修事業は、市内11か所の橋梁維持補修に係る設計業務委託及び８か所の橋梁改修工事で、関係機関との協議に不測の日数を要したため7,378万8,000円を繰り越したもので、事業の完了は平成27年３月を予定しております。

９款１項消防費の災害に強い地域づくり事業は、津波避難タワー、避難誘導看板設置業務及び防災備蓄倉庫の設置工事をはじめとした防災機能の強化に係る事業費で、家屋影響調査の新たな追加と関係機関との協議に時間を要したため１億3,005万6,000円を繰り越したもの

で、事業の完了は平成27年2月を予定しております。

10款2項小学校費の小学校施設改修事業は、豊畑小学校の電気設備に係る改修工事で、工場製作による受電設備の納品に不測の日数を要したため455万6,000円を繰り越したもので、事業の完了は平成26年6月を予定しております。

次の小学校大規模改造事業は、市内3小学校の工事及び設計・監理に係る事業費で、平成26年3月補正に伴う学校施設環境改善交付金事業であるため3億5,373万8,000円を繰り越したもので、事業の完了は平成27年2月を予定しております。

10款3項中学校費の飯岡中学校改築事業は、土地改良事業により創出する学校建設予定地について、土地改良事業の遅れの影響により、工事に向けた手続きが遅れていることから6億3,226万7,000円を繰り越したもので、平成25年度分の事業の完了は平成26年度末を予定しております。

11款3項公共土木施設災害復旧費の道路橋梁災害復旧費は、詳細設計に日数を要し、工期が確保できなかったため2,808万2,000円を繰り越したもので、事業の完了は平成26年10月を予定しております。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

続いて、報告第2号、平成25年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について、ご説明申し上げます。

報告第2号の計算書をご覧ください。

本計算書は、一般会計の平成25年度予算の事業について、翌年度へ事故繰越ししたもので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、報告するものであります。

2款1項総務管理費の道の駅施設整備事業は、建設工事に係る設計委託料で、建築基準法に基づく関係機関との協議に不測の日数を要したため1,729万4,550円を繰り越したものでありますが、5月30日に完了いたしました。

3款1項社会福祉費の障害者自立支援対策事業は、法改正に伴う電算システム改修委託料で、国の仕様決定が大幅に遅れたため、委託料231万円を繰り越したものでありますが、これも5月31日に完了いたしました。

8款2項道路橋梁費のうち上側の道路維持補修事業は、三川地区及び野中地区の道路維持補修工事等で、地元協議及び資材の調達に不測の日数を要したため578万7,720円を繰り越したものでありますが、4月30日に完了いたしました。

次の旭中央病院アクセス道整備事業は、国道126号線から広域農道までの道路修正設計委

託料で、水路管理者との協議に不測の日数を要したため1,036万8,000円を繰り越したもので、事業の完了は平成26年7月を予定しております。

以上で、報告第1号及び報告第2号の説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 財政課長の説明は終わりました。

報告第3号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 石毛 隆 登壇）

○下水道課長（石毛 隆） 報告第3号、平成25年度旭市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、ご説明申し上げます。

本計算書は、平成25年度旭市下水道事業特別会計補正予算（第2号）におきまして、繰越明許費として設定した事業について翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会へ報告するものでございます。

繰り越した事業の2款2項工事費の下水道建設事業は、国の平成25年度補正予算での事業であったことから、2,775万6,000円を繰り越したもので、事業の完了は本年9月を予定しております。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 下水道課長の説明は終わりました。

報告第4号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 土師 学 登壇）

○病院経理課長（土師 学） 報告第4号、平成25年度旭市病院事業会計継続費繰越計算書について、ご説明申し上げます。

計算書をご覧ください。

これは、資本的支出1款1項建設改良費で、平成25年度、平成26年度継続事業で取り組んでおります医師宿舍建設工事の平成25年度継続費予算額5,081万4,750円を平成26年度へ繰り越すものであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（高橋利彦） 病院経理課長の説明は終わりました。

報告第5号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長 堀江隆夫 登壇）

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、報告第5号、旭市土地開発公社の事業経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりましてご報告申し上げます。

初めに、旭市土地開発公社の解散ですが、去る３月31日に千葉県より解散の認可が下り、これにより清算事務に移っております。

清算事務につきましては、４月に解散及び清算人の登記、さらに税務署等への解散届出、千葉県への清算人報告等を終え、現在６月30日まで債権申出の公告を行っているところでございます。

それでは、１ページをお開きいただきたいと思います。

まず、平成25年度の事業報告からご説明をいたします。

旭市土地開発公社の平成25年度の事業につきましては、総括事項に記載のとおり、解散に伴う借入金の償還及び所有地の処分にかかわるものであります。

１点目は、公有地先行取得事業としまして、取得した旧扇屋ジャスコ旭南店跡地2,189.47平方メートルを全て処分し、借入金１億6,606万3,422円を償還しました。

２点目は、都市計画道路３・５・３号旭駅前線事業用地取得事業としまして6,944平方メートルを全て処分し、借入金8,470万3,287円を償還しました。

３点目としまして、衛生施設周辺環境整備事業用地取得事業としまして6,937.62平方メートルを全て処分しまして、借入金１億7,549万7,741円を償還しました。

４点目としまして、多目的用地所有地の一部237平方メートルを財産放棄しまして、さらに所有地の一部739.33平方メートルを旭市に譲与しました。また、所有地の一部1,938平方メートルを処分しまして、譲渡金額407万2,234円を流動資産へ繰り入れました。

次に、経理状況につきまして申し上げます。

収益的収支については、収益合計で３億9,576万210円、費用合計は４億3,912万2,464円となり、当年度の純損失は4,336万2,254円となりました。

また、資本的収支につきましては、資本的支出が４億2,626万4,450円となりました。

詳細につきましては、３ページから５ページ、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

２ページをお願いいたします。

行政官庁の認可事項につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、手続きとしまして旭市土地開発公社の解散認可であります。

旭市土地開発公社の解散につきましては、去る平成25年第４回定例会においてご承認いただき、これに基づき平成26年３月18日に解散認可申請を行い、３月31日付けで千葉県より認可を受けたところでございます。

次は、理事会に関する事項を記載したものでございます。

平成25年4月17日から12月26日まで合計6回開催しており、議決事項につきましては、原案どおり全て可決されております。

続いて、6ページから10ページ、損益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書につきましては説明を省かせていただき、公社の保有財産につきましてご説明をさせていただきます。

飛びまして、11ページをお願いいたします。

11ページ、平成26年3月31日現在の財産目録でございます。

資産総額は7,127万7,909円で、負債は解散に伴う長期借入金の返済によりゼロ円となり、差し引きの正味財産は7,127万7,909円となりました。

次の12ページをお願いいたします。

平成26年3月31日現在の現金及び預金明細表でございます。全て決済用預金としまして7,117万7,909円を積み立てております。

次の13ページから15ページ、公有用地明細表、代替地明細表、有形固定資産明細表、これにつきましては解散に伴い期末残高が全てゼロとなっております。

続いて、16ページをお願いいたします。

16ページにつきましては、投資有価証券の明細でございます。

その他の有価証券10万円につきましては、銚子信用金庫への出資金でございます。

次に、17ページをお願いいたします。

長期借入金明細表ですが、借入先としましては、全額旭市土地開発基金となっておりますが、年度内返済を行い、平成25年度末としましてはゼロ円となっております。

次に、18ページをお願いいたします。

資本金明細表ですが、基本財産につきましては、旭市よりの出資金500万円でございます。

次の19ページ、事業収益明細表、20ページの事業原価明細表の合計額につきましては、おのおの3ページ、4ページの決算報告書の事業収益並びに事業原価と同額となっております。ご確認をいただければと思います。

以上で、報告第5号、旭市土地開発公社の事業経営状況の説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 商工観光課長の説明は終わりました。

報告第6号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 堀江通洋 登壇）

○総務課長（堀江通洋） 報告第6号、専決処分の報告について、補足説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、当市では、市の義務に属する損害賠償の額の決定等で100万円未満のものについては、市長において専決処分することと委任されております。

この専決処分については、同条第2項の規定により、議会へ報告することとなっており、平成25年度に専決処分したものについて、今回、一括して議会へ報告するものでございます。

それでは、案件ごとに説明いたします。

案件1、平成25年4月7日、旭市川口地先において、消防庫外壁が剥がれ、落下した破片により車両前方部が破損した自動車物損事故で、同年5月15日に専決しております。

損害賠償額、相手方及び和解の条件等は記載のとおりでありまして、以下同様でございます。

案件2、平成25年4月29日、旭市ニ地先道路上において、道路境界標に衝突しタイヤが破損した自動車物損事故で、同年5月16日に専決しております。

案件3、平成25年5月12日、旭市倉橋地先道路上において、布設してあった鉄筋片によりタイヤが破損した自動車物損事故で、同年6月18日に専決しております。

案件4、平成25年5月18日、旭市倉橋地先道路上において、道路横断側溝のグレーチングがはね上がり、車両の一部が破損した自動車物損事故で、同年6月18日に専決しております。

案件5、平成25年5月15日、旭市溝原地先において、草刈り作業中にテレビのアンテナケーブルを誤って切断した物損事故で、同年6月24日に専決しております。

案件6、平成25年8月26日、豊畑小学校内において、草刈り作業中に小石がはね、車両後部ガラス等を破損した自動車物損事故で、同年10月1日に専決しております。

案件7、平成25年10月16日、旭市蛇園地先道路上において、市職員の指示による誘導の際、歩車道境界ブロックに衝突しタイヤ等が破損した自動車物損事故で、同年11月21日に専決しております。

案件8、平成25年10月26日、旭市川口地先道路上において、路面の穴に自動車が進入しホイールが破損した自動車物損事故で、同年11月21日に専決しております。

案件9、平成25年10月16日、旭市萩園地先において、市有自動車の接触による自動車物損事故で、同年11月28日に専決しております。

案件10、平成25年10月18日、市役所水道庁舎内において、市有自動車の接触による自動車物損事故で、同年12月9日に専決しております。

案件11、平成26年1月16日、旭市倉橋地先道路上において、市有自動車の接触による自動

車物損事故で、同年２月７日に専決しております。

案件12、平成26年２月17日、クリーンセンター可燃ごみ処理施設のプラットホーム内において、クレーンの接触による自動車物損事故で、同年３月19日に専決しております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 総務課長の説明は終わりました。

報告第７号について、行政改革推進課長、登壇してください。

（行政改革推進課長 加瀬正彦 登壇）

○行政改革推進課長（加瀬正彦） 報告第７号、専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定によりまして、当市では、市が当事者である１件100万円以下の金銭債権に係る訴えの提起に関すること及び100万円以下の和解に関することは、市長において専決処分することができると指定されており、同条第２項の規定によりまして、議会へ報告することとなっておりますことから、平成25年度に専決処分したものについて、議会へ報告するものでございます。

報告は１件でございます。

この内容ですが、学校給食費の支払い請求に関するものです。

訴え提起の理由といたしましては、相手方の給食費の滞納に対して、再三の催告等にもかかわらず支払われなかったため、裁判所に支払督促の申立てを行いました。これに対して相手方から督促異議の申立てがあったものでございます。

民事訴訟法第395条の規定では、督促異議の申立てがあったときは訴えの提起があったものとみなすことから、通常の訴訟手続きへと移行したものです。

訴えの請求額、相手方及び和解等の内容、これらにつきましては記載のとおりでございます。

以上です。

○議長（高橋利彦） 行政改革推進課長の説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明及び報告の説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は6日、定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時58分